

〔別紙1〕

とっとり思いやり消費普及推進事業補助金の手続きについて

1. 交付申請書の提出 (令和6年1月31日(水)まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知の到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書の提出 (完了・廃止・中止から20日以内 又は 令和6年3月20日迄のいずれか早い日)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書提出後、書類審査を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 暮らしの安心局消費生活センター

鳥取市東町一丁目220番地(県庁本庁舎7階)

電話0857-26-7186 shohiseikatsu@pref.tottori.jp